○経済産業省告示第百八十四号

国際相互承認に係る容器保安規則（平成二十八年経済産業省令第八十二号）の規定に基づき、国際相互承認に係る容器保安規則に基づき容器の規格等の細目、容器再検査の方法等を定める告示を次のように定める。

平成二十八年六月三十日

経済産業大臣　林　幹雄

国際相互承認に係る容器保安規則に基づき容器の規格等の細目、容器再検査の方法等を定める告示

（用語の定義）

第一条　この告示において使用する用語は、国際相互承認に係る容器保安規則（平成二十八年経済産業省令第八十二号。以下「規則」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

一　フープラップ容器　ライナーに、フープ巻（ライナー胴部に繊維を軸とほぼ直角に巻き付ける方法をいう。）のみにより樹脂含浸連続繊維を巻き付けた容器

二　最高充塡圧力　燃料の充塡中にその容器にかかるガスの圧力のうち最高のものの数値であって、次号に規定する公称使用圧力の四分の五倍の圧力の数値

三　公称使用圧力　温度十五度において容器に圧縮水素を完全に充塡して使用するときの動作特性を表す基準となる圧力の数値

四　耐圧試験圧力　最高充塡圧力の五分の六倍の圧力の数値

五　試験のサイクルの回数　協定規則による初期の圧力サイクル試験において寿命の基準値とするために使用した回数

六　充塡可能期限年月　容器を製造した月（容器の製造過程で行われた耐圧試験に合格した月をいう。）の前月から起算して十五年を経過した月

七　容器の型式　容器は、次に掲げる事項のいずれにも該当する範囲のものを一型式とする。

イ　容器は、同一の種類の材料（容器製造業者が保証する引張強さ、耐力及び伸び率の値（容器製造業者が有限要素法その他の適切な解析方法によって、容器の耐圧部分が耐圧試験中及び使用中に降伏を起こさないことを確認した値とする。）等が同一であることを含む。）を用い、同一の製造方法によって同一の容器製造所において製造されたものであること。

ロ　胴部の外径の変更が十パーセント未満であること。ただし、設計上、荷重を分担する容器壁面の構成材料に働く応力が同一又はそれ以下の場合に限るものとする。ここで、「胴部の外径」とは、繊維、樹脂及び保護層を含む外径をいう。

ハ　全長の変更が、五十パーセント以下で、かつ、内容積の変更が三十パーセント未満のものであること。

ニ　プラスチックライナー製容器以外の容器にあっては、端部の形状及び寸法に変更（ロに適合する変更に係るものを除く。）がないこと。

ホ　プラスチックライナー製容器にあっては、ボスの材料、数、外径及び露出部以外の形状並びに寸法（ロに適合する変更に係るものを除く。）が同一であって、ボスに働く応力が同一又はそれ以下であること。

ヘ　公称使用圧力が同一であること。

ト　容器に装置する安全弁の数が減少しないものであること。

チ　容器に装置する安全弁の内部主要寸法（ガス放出通路を除く。）及び作動温度が同一であること。

リ　容器に装置する安全弁の作動時のガス放出通路面積が減少しないものであること。

ヌ　容器に装置する安全弁がバルブと一体となっている場合にはその全体の質量の増加又は安全弁が単体で装置されている場合にはその質量の増加が、三十パーセント以下のものであること。

八　附属品の型式　附属品は、次に掲げる事項のいずれにも該当する範囲のものを一型式とする。

イ　同一の附属品製造所において製造された同一の構造（容器取付部のねじ及び充塡口のねじに係る部分は除く。）のものであること。

ロ　本体の材料が同一の化学成分及び機械的性質のものであること。

ハ　耐圧試験圧力が高くならないこと。

（容器の試験等）

第二条　規則第五条第一項第二号の告示で定める試験は、次条から第八条までに定めるものとする。

（容器の設計検査）

第三条　容器は、容器の型式ごとに、次項及び第三項によって設計検査を行い、これに合格しなければならない。

2　前項の設計検査は、必要な寸法を記載した構造図及び材料証明書によって行うものとする。

3　第一項の設計検査は、当該容器の設計における材料が規則第三条第一項第一号で定める製造の方法の基準に適合するものを合格とする。

（初期破裂試験）

第四条　容器は、容器の型式ごとに、協定規則第百三十四号5.1.1.に定める初期破裂試験を行い、これに合格しなければならない。

（初期常温圧力サイクル試験）

第五条　容器は、容器の型式ごとに、協定規則第百三十四号5.1.2.に定める初期常温圧力サイクル試験を行い、これに合格しなければならない。

（耐久性能試験）

第六条　容器は、容器の型式ごとに、協定規則第百三十四号5.2.に定める耐久性能試験を行い、これに合格しなければならない。

（連続ガス圧力試験）

第七条　容器は、容器の型式ごとに、協定規則第百三十四号5.3.に定める連続ガス圧力試験を行い、これに合格しなければならない。

（火炎暴露試験）

第八条　容器は、容器の型式ごとに、協定規則第百三十四号5.4.に定める火炎暴露試験を行い、これに合格しなければならない。

（ガスの制限等）

第九条　規則第五条第一項第四号の告示で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

一　容器に充塡する水素ガスは、国際標準化機構が定めた規格ＩＳＯ一四六八七―二（二〇一二）及びＳＡＥ－Ｊ二七一九（二〇一一年九月改訂版）に適合するものであること。

二　公称使用圧力が七十メガパスカル以下であること。

（経済産業大臣が定める国）

第十条　規則第五条第二項及び第十一条第二項の経済産業大臣が告示で定める国は、ドイツ連邦共和国、フランス共和国、イタリア共和国、オランダ王国、スウェーデン王国、ベルギー王国、ハンガリー、チェコ共和国、スペイン、セルビア共和国、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国、オーストリア共和国、ルクセンブルク大公国、スイス連邦、ノルウェー王国、フィンランド共和国、デンマーク王国、ルーマニア、ポーランド共和国、ポルトガル共和国、ロシア連邦、ギリシャ共和国、アイルランド、クロアチア共和国、スロベニア共和国、スロバキア共和国、ベラルーシ共和国、